

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>今回の改正により、10万円を超える現金送金などを行う際に、送金人の本人確認等が来年1月4日から求められることになるが、その背景は何か。</p> <p>不正な銀行送金を防ぐために大多数の一般利用者の利便性が損なわれてもよいのか。テロ組織は巧妙であり、この改正により大きな打撃を受けるか疑問。時間的なコストの負担をきちんと試算してから行うべきものではないか。</p>	<p>今回の改正は、マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための政府間機関であるFATF (Financial Action Task Force on Money Laundering: 金融活動作業部会)の勧告を我が国において実施するためのものです。</p> <p>FATFでは、2001年に「テロ資金供与に関する特別勧告」を策定しており、そのうち「電信送金に関する特別勧告Ⅶ」において、金融機関が行う1000米ドル/ユーロを超える金額の電信送金について、送金人の本人確認の強化等を2006年末までに行うことをFATF参加国に対して求めています。</p> <p>このような措置をとることにより、金融機関を通じて不正な資金の移動が行われることを防止するとともに、仮に不正な資金の移動が行われた場合においても、そうした資金移動を事後的にチェック・追跡することが可能になります。</p> <p>利用者の方々にはご不便をおかけする面がありますが、このようなマネー・ローンダリング、テロ資金対策を目的とした国際的な要請に対し、我が国としても今回の改正により適切に答えていく必要があることをご理解頂きたいと考えています。</p>
<p>10万円を超える振込みについては、具体的にどのような取扱いになるのか。</p> <p>現金の振込みと、キャッシュカードやインターネットバンキングを用いた振込みとでは、取扱いに違いはあるのか。</p>	<p>今回の改正の結果、10万円を超える振込みについては、概要、次のような取扱いになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金で振込みを行う場合 窓口にて本人確認書類を提示のうえ、振込みを行うこととなります。ATMでは10万円を超える現金の振込みはできません。</li> <li>・ 預貯金口座を通じ振込みを行う場合 ATM、窓口、インターネットバンキングのいずれにおいても、従来と同様の手順・方法で振込みを行うことが可能です。 ただし、口座開設の際に本人確認が行われていない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。</li> </ul>
<p>窓口が混雑して待ち時間が一層長くなる。混雑緩和のためにATMの導入が進み定着化しているのに逆行している。</p>	<p>預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATM、窓口、インターネットバンキングのいずれにおいても、従来と同様の手順・方法で振込みを行うことが基本的に可能です。</p>
<p>10万円を超える現金の振込みがATMできなくなると、保険料等を現金で集金した場合、一度会社に戻って現金を預けることになるなど、時間的なデメリットが大きい。</p>	<p>利用者の方々にはご不便をおかけする面がありますが、今回の改正はマネー・ローンダリング、テロ資金対策を目的とした国際的な要請を受けて行</p>

<p>知合いに頼まれたり、仕事のため他人名義で振り込むのにも本人確認をされるのは困る。</p>	<p>われるものであり、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
<p>取引先からの賃料振込みの延滞、遅延の原因になる。</p>	<p>なお、金融庁としては、各金融関係団体に対し、顧客説明態勢及び事務処理態勢の整備を図ること等を要請してまいります。</p>
<p>今回の改正が行われると、新規に口座を開設する必要が生じるが、管理が不便。</p>	
<p>窓口の受付時間が短すぎるので、今回の改正にあわせて長くすべき。窓口ではATMより翌日付けの振込みとなる時間も早い。窓口を増設すべき。</p>	
<p>キャッシュカードを用いた振込みでは、振込票を振込確認(証明)として先方に渡す(見せる)場合、振込票に振込者の預金残高が表示されてしまう。また、依頼人名に確認番号等を付けることができない。(一部の金融機関のATMでは対応できる。)こうした点にATMが対応できるように金融庁から提案してほしい。</p>	
<p>法人で危険防止のためキャッシュカードは作成していない。窓口で毎回「払戻請求書」、「振込依頼書」の2枚を書かなければならないのは面倒。「払戻兼振込依頼書」を金融庁から提案してほしい。</p>	
<p>生体認証、暗証番号の文字列パスワード化、住民基本台帳カードの利用などによりATMのセキュリティを高め、セキュリティの高いATMでは限度額を高めに設定すべき。</p>	<p>預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATMにおいても、従来と同様の手順・方法で振込みを行うことが基本的に可能です。</p> <p>なお、今回の改正は、金融機関を通じてマネー・ローンダリングやテロ資金供与を目的とした不正な資金の移動が行われることを防止するとともに、仮に不正な資金の移動が行われた場合においても、そうした資金移動を事後的にチェック・追跡できる態勢を整備することを目的としており、口座名義人と預貯金の引出人との一致の確認を厳格に行うための情報セキュリティ上の対策とは、その趣旨や内容が異なります。</p>
<p>今回の改正の結果、ATMを用いた現金振込みの限度額が10万円へ引き下げられることになり、利便性が大幅に低下する。10万円を超える現金の振込みは、家賃の振込みなど日常的にも多い。10万円ではなく、30万円、50万円、100万円、あるいは段階的な準用とすべき。そもそも10万円とする根拠は何か。</p>	<p>FATFにおいては、マネー・ローンダリング、テロ資金対策としての実効性の確保と、利用者の利便性、金融機関の実務負担等を総合的に勘案した結果、2006年末までに、1000米ドル/ユーロを超える金額の電信送金について、本人確認の強化等を行うこととされました。</p> <p>これを踏まえ、我が国においては、平成19年1月4日から、10万円を超える現金送金などを行う際に、送金人の本人確認等を行うこととしたものです。</p>
<p>窓口で振込みを行う機会が増え、ATMよりも割高な振込手数料を支払う必要が生じる。分割振込みをすると更に手数料負担が大きくなる。銀行を儲けさせるだけではないか。</p>	<p>振込手数料の水準については、個々の金融機関がその経営判断の下に決定するものであり、当庁としてコメントすることは差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、今回の改正によっても、預貯金口座を通じて振込みを行う場合には、ATMにおいて従来と同</p>

	<p>様の手順・方法で行うことが基本的に可能です。従って、本改正内容を正確にご理解いただくことにより、利用者のご負担を回避し得る場合もあることから、新制度の趣旨・内容を利用者の方々にご理解いただくよう、各金融関係団体への要請を含め、周知に努めてまいります。</p>
<p>妻を代理として10万円を超える現金の振込みを行うことができなくなる。</p>	<p>ご指摘のケースについては、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下「本人確認法」という。）第3条第2項に基づき、顧客等である夫の本人確認に加え、夫の代理として現に取引の任にあっている妻の本人確認を行うことにより、10万円を超える現金の振込みを行うことが可能です。</p>
<p>法人ではなく個人経営のため、使用人が振込みに行くこともあるので、そうした場合は除外してほしい。</p>	<p>今回の改正の趣旨に鑑み、ご指摘のような例外を設けることは困難です。なお、顧客等である経営者の本人確認に加え、現に取引の任にあっている使用人の本人確認を行うことにより、10万円を超える金額であっても現金の振込みを行うことが可能です。</p>
<p>本人確認法施行令（以下「施行令」という。）案第3条第1項第21号に係る振込依頼を銀行等において受付を行う場合、当該振込依頼人と振込名義人が異なる場合には、振込依頼人/振込名義人双方の本人確認が必要か。また、振込依頼人が振込名義人より委任状等の提出を受け、銀行等に提出することで足りるか。</p>	<p>ご指摘のケースで「振込依頼人」が「振込名義人」の代理人として現に取引の任にあっている場合には、本人確認法第3条第2項に基づき、顧客等（「振込名義人」）の本人確認に加え、当該代理人（「振込依頼人」）の本人確認が必要となります。なお、本人確認法上、委任状の提出は必要とされていません。</p>
<p>ペイジー収納サービスの対象である大学の授業料、公共料金、保険料等準公共団体の払込みについては、公共性が高くマネー・ロンダリングリスクが低い支払と想定され、国庫金・地方公金と同様に、本件も本人確認法の対象外として検討をお願いしたい。</p>	<p>今回の改正は、金融機関を通じて不正な資金の移動が行われることを防止するとともに、仮に不正な資金の移動が行われた場合においても、そうした資金移動を事後的にチェック・追跡できる態勢を整備することを目的としています。</p> <p>そうした観点から、国、地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るものを除き、10万円を超える現金送金などを行う際に送金人の本人確認等を一律に義務付けることとしており、ご指摘のようなケースについて本人確認の対象取引から除外することは困難です。</p>
<p>学生・生徒の授業料を本人が直接振り込むことは殆どあり得ず、保護者（保証人）が振り込むことが一般的である。学校法人、国立大学法人などに対する授業料等の振込みについては適用を除外すべきである。</p>	<p>なお、保護者が学生の授業料として10万円を超える現金の振込みを行う場合、①保護者が学生の代理人として振り込む場合には、学生（顧客等）の本人確認に加え、保護者（代理人）の本人確認も必要となります。また、②保護者が学生の名義（別途の名義）で振り込む場合には、保護者（顧客等）の本人確認に加え、本人確認法施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第1項第14号に基づき、当該金融機関等は、（イ）当該名義、（ロ）当該顧客等が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由、を本人確認記録として記録することになります。</p>

<p>税金の支払、保育園等の市福祉事務所への支払など、国や自治体への支払については本人確認は不要という理解でよいか。</p>	<p>国や地方公共団体に対する税金等の納付等については、本人確認の対象から除かれています。</p>
<p>「為替取引」の範囲に窓口収納は含まれるのか。 また、収納事務はコンビニエンスストアでも取り扱っており、取扱件数も多く、金融機関にだけ本人確認義務を課しても抜けが生じると思われる。</p>	<p>施行令第3条第1項第21号に掲げる為替取引は、隔地者間で直接現金を輸送することなく資金を移動する取引を指します。 金融機関等の窓口における支払人（顧客等）からの現金の収納は、当該金融機関等による受取人の口座への資金の移動を伴うものであることから、施行令第3条第1項第21号に掲げる「現金の受払いをする取引で為替取引等を伴うもの」にあたるものと解されます。 なお、本人確認法はそもそも金融機関等を対象としており、今回の改正の契機となったFATF勧告においても金融機関を対象としているため、今回の措置も金融機関等を対象とすることとしています。</p>
<p>「為替取引」の中に、自行のATMで他行のキャッシュカードにより預金の受払いをする取引は含まれるのか。</p>	<p>自行のATMで他行のキャッシュカードにより行う預金の受払いについては、通常、「為替取引」にあたるものと考えられます。 なお、今回の改正において、施行令第3条第1項第21号に掲げる「現金の受払いをする取引で為替取引等を伴うもの」のうち、顧客等の預貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（取引の金額が200万円を超えるものを除く。）については、施行規則第2条第8号により、本人確認対象取引から除かれています。</p>
<p>預金通帳を発行しない銀行が店頭で同一銀行の他支店の口座への入金依頼を受け付ける取引は、施行令第3条第1項第21号の「為替取引」に含まれるのか。又は施行規則第2条第8号に該当するのか。また、ATMでキャッシュカードや通帳を使わずに入金を受け付ける場合、ATM保有銀行の本支店の口座に入金を受け付けるのであれば、「為替取引」に該当しないと考えてよいか。又は施行規則第2条第8号に該当するのか。</p>	<p>同一銀行における預金の受入れは、施行令第3条第1項第21号に掲げる「現金の受払いをする取引で為替取引等を伴うもの」には基本的にあたらないと解されます。 他方、他人の口座への入金を行うような場合には、振込みとして処理すべきものであり、「現金の受払いをする取引で為替取引等を伴うもの」に該当し得ると考えられます。また、この場合には、施行規則第2条第8号には該当しないものと考えられます。</p>
<p>提携金融機関が提供するATMにおいて、信販会社発行の証票（クレジットカード）又は、消費者金融業者が発行する証票（ローンカード）を使用しての融資又は返済取引は、為替取引等を伴う現金の受払いをする取引には該当しないと考えてよいか。若しくは、為替取引等を伴う現金の受払いをする取引ではあるが、除外規定に鑑み、顧客等の預貯金の受入れ（金銭消費貸借契約に係る弁済）又は払戻し（金銭消費貸借契約に係る融資）と考え、除外されると判断してよいか。また、提携する非金融機関（コンビニエンスストア等）が提供するATMで同様の取引を行う場合も除外されると判断してよいか。</p>	<p>ご指摘の信販会社が発行するクレジットカードや消費者金融業者が発行するローンカードを使用して、提携金融機関が提供するATMを通じて当該信販会社又は消費者金融会社と顧客等との間で行われる融資又はその返済については、施行令第3条第1項第21号に掲げる「現金の受払いをする取引で為替取引等を伴うもの」には基本的にあたらないと解されます。ただし、融資の返済にあたり、信販会社又は消費者金融会社の口座に対し、当該顧客等が10万円を超える現金の振込みを行う等の場合には、本人確認が必要となります。 なお、パブリックコメント時に公表された改正案</p>

<p>また、パブリックコメント時に公表された概要の注釈に記載されているキャッシュカードとは、銀行発行の預貯金口座を使用した引出し、預入れ等を行うカードと考えてよい。</p>	<p>の概要の（注）に記載されているキャッシュカードとは、預貯金の引出し等を行うためのカードを意味しています。</p>
<p>以下の取引それぞれについて本人確認対象となるのか否か、根拠条文を含めて示してほしい。</p> <p>預金者 A（預金口座 B 銀行）が C（預金口座 D 銀行）に対し 10 万円超の振込みを行うケース（預金者 A の口座は本人確認未済）において、</p> <p>① 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から C の D 銀行口座に振込み（預金口座からの引落としによる振込み。現金の受払いなし。）</p> <p>② 預金者 A が B 銀行以外の銀行の ATM から C の D 銀行口座に振込み（預金口座からの引落としによる振込み。現金の受払いなし。）</p> <p>③ 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から A の他行口座（B 銀行以外）に振込み（預金口座からの引落としによる振込み。現金の受払いなし。）</p> <p>④ 預金者 A が B 銀行以外の銀行の ATM から A の他行口座（B 銀行以外）に振込み（預金口座からの引落としによる振込み。現金の受払いなし。）</p> <p>⑤ 預金者 A が B 銀行以外の銀行の ATM から A の B 銀行口座に振込み（預金口座からの引落としによる振込み。現金の受払いなし。）</p> <p>⑥ 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から現金により C の D 銀行口座に振込み</p> <p>⑦ 預金者 A が B 銀行以外の銀行の ATM から現金により C の D 銀行口座に振込み</p> <p>⑧ 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から現金に</p>	<p>① 本人確認対象取引にはあたりません。</p> <p>② B 銀行による現金の支払を伴わない預金の払戻しの金額が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。（施行令第 3 条第 1 項第 22 号）</p> <p>（注）実際の事務の流れとしては、まず、B 銀行以外の銀行（ATM 提供銀行）は、ATM の機械を通じて B 銀行に対して照会を行います。これを受けて、B 銀行は、口座保有者である預金者 A について本人確認済みかどうかの確認を行い、ATM 提供銀行に対し回答を行います。</p> <p>この場合、B 銀行は、預金者 A について本人確認済みであることが確認できた場合には、改めて運転免許証等により本人確認を行う必要はありません。一方、本人確認済みであることが確認できない場合には、当該預金の払戻しは実行されません。</p> <p>（以下、④、⑤のケースにおいても同様です。）</p> <p>③ 本人確認対象取引にはあたりません。</p> <p>④ B 銀行による現金の支払を伴わない預金の払戻しの金額が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。（施行令第 3 条第 1 項第 22 号）</p> <p>⑤ B 銀行による現金の支払を伴わない預金の払戻しの金額が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。（施行令第 3 条第 1 項第 22 号）</p> <p>⑥ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。（施行令第 3 条第 1 項第 21 号）</p> <p>⑦ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行以外の銀行に本人確認義務が課されます。（施行令第 3 条第 1 項第 21 号）</p> <p>⑧ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確</p>

<p>より C の B 銀行口座 (A と同じ支店の口座) に振込み</p> <p>⑨ 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から現金により C の B 銀行僚店口座 (A と違う支店の口座) に振込み</p> <p>⑩ 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から現金により A の他行口座 (B 銀行以外) に振込み</p> <p>⑪ 預金者 A が B 銀行以外の銀行から現金により A の B 銀行口座 (僚店口座を含む) に振込み</p> <p>⑫ 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から現金により A の B 銀行僚店口座に振込み</p> <p>⑬ 預金者 A が B 銀行の店頭または ATM から現金により A の B 銀行自店口座に振込み</p> <p>上記ケースにおいて、①が本人確認対象外、②が本人確認対象となるとすれば、どちらも現金の受払いのない振込みにもかかわらず違いが生じるのは何故か、趣旨を示してほしい。</p>	<p>認義務が課されます。(施行令案第 3 条第 1 項第 21 号)</p> <p>⑨ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。(施行令案第 3 条第 1 項第 21 号)</p> <p>⑩ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。(施行令案第 3 条第 1 項第 21 号)</p> <p>⑪ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行以外の銀行に本人確認義務が課されます。(施行令案第 3 条第 1 項第 21 号)</p> <p>⑫ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。(施行令案第 3 条第 1 項第 21 号)</p> <p>⑬ 現金が 10 万円を超える場合、B 銀行に本人確認義務が課されます。(施行令案第 3 条第 1 項第 21 号)</p> <p>F A T F 勧告は、取引関係のない顧客により 1,000 米ドル/ユーロを超える金額の送金が行われる場合、当該顧客(送金人)の本人確認を行うことを求めています。</p> <p>①のケースにおいては、B 銀行は預金者 A と取引関係があることを踏まえ、本人確認義務は課していません。</p> <p>一方、②のケースにおいては、B 銀行以外の銀行 (A T M 提供銀行) は預金者 A と取引関係がないため、F A T F 勧告に鑑み、振込金額が 10 万円を超える場合、本人確認義務を課しています。その場合、A T M 提供銀行 (B 銀行以外の銀行) に本人確認義務を課することは実務的に困難であるため、口座開設銀行 (B 銀行) に本人確認義務を課することとしています。</p>
<p>自行の窓口で預金口座から払い戻して行う為替取引は、10 万円超であっても、現金の受払いがないため、本人確認対象取引ではないと解してよいか。</p>	<p>自行の預貯金口座を通じて行う現金の受払いがない振込みについては、施行令案第 3 条第 1 項第 21 号に掲げる「現金の受払いをする取引で為替取引等を伴うもの」にはあたりません。</p>
<p>預金取引金融機関 (自行本支店) の A T M で自行発行のキャッシュカードを使って預金を払い戻して行う 10 万円超の為替取引は、本人確認対象取引ではないと解してよいか。</p>	<p>ただし、預貯金口座の名義人以外の引出人が自己を振込依頼人として振込みを行うような場合には、金融機関等の窓口において、当該引出人(振込依頼人)が当該口座名義人との関係でどのような立場で取引を行うかなど、適切な確認等をする必要があると考えられます。また、当該金融機関等において、当該取引に係る諸般の具体的な情報を総合的に勘案し、当該取引が不自然・不合理と判断される場合には、疑わしい取引として届け出ることになります。</p>
<p>自行の窓口で、夫名義の口座から払い戻し、(現金の受け渡しがないまま) 振込依頼人を妻として 10 万円超の金額の振込みをした場合、妻の本人確認は必要となるのか。</p> <p>仮に、妻の本人確認が必要とされる場合、口座名義人である夫の本人確認が済か未済かによって、金融機関の本人確認義務に違いが生じるか。</p>	

<p>本人確認兼用現金振込カードを作り、ＡＴＭで 200 万円までなら振り込めるようにして欲しい。</p>	<p>現金の振込みは預貯金口座からの振込みとは異なり資金の出所の把握が困難であることなどから、ご指摘のような措置については、今回の本人確認強化の潜脱防止の観点等を含め、個別に検討していく必要があると考えます。</p>
<p>「振込みに関する双方の証明書」等を使用し、「事前登録による振込限度対象除外」等の措置を考えるべきではないか。</p>	
<p>一度本人確認を済ませれば、事前登録した口座への振込みはＡＴＭで従来どおり行えるようにしてほしい。</p>	
<p>10 万円を超える現金による振込みを受け付ける際に本人確認書類を求めるとあたり、施行規則第 3 条第 1 項第 1 号口に規定される書類を提示された場合はどのように対応すればよいか。</p> <p>具体的には、振込契約自体はその場で成立し振込処理を行うこととなると思うが、同条項によれば顧客の住居に宛てて取引に係る書類を送付することにより、本人確認を行うこととなっている。振込処理をすればその資金は受取人の預貯金となり、仮に後刻郵送した書類が到達せず、本人確認自体に不備が判明したとしても対処する方法がない。この取引に関しては施行規則第 3 条第 1 項第 1 号イで規定される本人確認書類しか使用不可能ということになるのか。</p>	<p>施行規則第 3 条第 1 項第 1 号口においては、同号口に規定される書類(住民票の写しなど)の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている住居に取引関係書類を送付することにより本人確認を行う方法が規定されています。</p> <p>当該方法により本人確認を行う場合、金融機関等が当該住居への取引関係書類の到達前に振込処理を実行すると、当該金融機関等が本人確認を適切に行うことができずに本人確認義務違反となるリスクが生じることになります。こうした点を踏まえると、10 万円を超える現金の振込みなどに際して本人確認を行う場合には、施行規則第 3 条第 1 項第 1 号イに規定される書類の提示を受ける方法により本人確認を行うことが基本になるものと考えられます。</p>
<p>窓口扱いでの総合振込み・給与振込み等(一度に複数の振込依頼)においては、個々の取引の振込金額に応じて本人確認をするべきか、又は全ての取引の合計額をもって判断するべきか。取引記録の作成・保存の関係上、合計額での確認が現実的であると思われる。</p>	<p>個々の取引の振込金額に応じて本人確認を行うこととなります。</p>
<p>自己宛小切手の現金支払については、自己宛小切手の振出しを伴うものではないため、従来どおり 200 万円超の場合だけ本人確認をすればよいか。</p>	<p>金融機関等が自己宛小切手に係る支払を 10 万円を超える現金により行う場合、本人確認が必要となります。</p>
<p>現金の振込みを行う場合、本人確認が必要とされる金額が 10 万円超ということだが、振込手数料を含まない(振込金額だけで判断する)という認識でよいか。</p>	<p>振込金額となる現金の受入れの金額が 10 万円を超えているかで判断し、振込手数料等は除いて考えます。</p>
<p>「当該払戻しの金額が 10 万円を超えるもの」とあるが、当行に口座がある顧客が、他行のＡＴＭにおいて当行のキャッシュカードで出金して(振替えて)振込みをした場合、「手数料を含めた口座からの出金合計金額」ではなく、「振込金額」で判断してよいか。</p>	<p>振込金額となる現金の支払を伴わない預貯金の払戻しの金額が 10 万円を超えているかで判断し、振込手数料等は除いて考えます。</p>
<p>他行のＡＴＭでのキャッシュカードによる振込みにおいて、口座名義人とは異なる振込依頼人名で振込みをした場合でも、口座名義人の本人確認が済んでいれば、振込依頼人の本人確認まで必要ないと考えているが、それでよいか。</p>	<p>ご指摘のケースについて、口座開設金融機関(キャッシュカード発行金融機関)が 10 万円を超える現金の支払を伴わない預貯金の払戻しを行う場合、当該口座開設金融機関としては、当該顧客等(預金者)について本人確認を行っていただければ足りる。</p>

<p>A T Mによる現金の振込みが1回10万円以下であっても、複数回の振込みにより合計10万円超となる場合は、取引規制をかけなければならないか。そのような取引があれば、必要に応じ、特定金融情報室への疑わしい取引の届出を提出したいと考えているが、それでよいか。</p>	<p>本人確認法上、そのような取引規制を行うことは求められていません。ただし、金融機関等において、振込回数、振込みの合計額等を総合的に勘案し、分割による振込みが不自然・不合理と判断される場合には、疑わしい取引として届け出るようになります。</p>
<p>「預貯金の受入れを内容とする契約の締結を行うことなく、為替取引等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結」とは、具体的にはどのような取引を想定しているのか。</p> <p>例えば、①A T M専用振込カードの作成（発行によりA T Mで同一先への振込みに反復使用可・A T Mで顧客操作により随時発行可能）、②通帳式振込依頼書（複数枚の依頼書を冊子としたもの）、③預金口座振込帳（同一店内・僚店への同一先への振込みに複数年使用できるもの）などは上記に該当する取引ではないと考えているが、それでよいか。</p>	<p>ご指摘の件については、金融機関等が顧客等の預貯金口座を開設することなく、継続的に又は反復して行われることを内容とする送金サービス等を当該顧客等に提供するようなケースを想定しています。</p> <p>ご指摘の①、②、③の取引については、個々の取引の詳細が必ずしも明らかでないため、明確な判断はできませんが、基本的には、いずれも施行令第3条第1項第23号に掲げる取引には該当しないものと考えられます。</p>
<p>振込指定日が平成19年1月4日以降であっても、実際に振込予約依頼の受付事務の時期がこれより前であれば、今回の改正法令の適用外と考えてよいか。</p> <p>通常、A T M振込みににおいて、18年12月29日の15時以降受付分（～19年1月3日）は予約扱いとなり、翌営業日19年1月4日に予約発信することになる。できるなら、予約扱い分については適用外としていただきたい。</p>	<p>金融機関等が、①振込資金としての10万円を超える現金の受入れ、②他行カード振込みににおいて口座開設金融機関（キャッシュカード発行金融機関）として行う現金の支払を伴わない10万円を超える預貯金の払戻しを、平成19年1月3日以前に行う場合には、当該現金の受払いをする取引又は当該預貯金の払戻しについては、今回の改正は適用されません。</p>
<p>今回本人確認対象取引に追加となった取引以外の取引において、金融機関が自主的なルールに基づき本人確認を行っていた場合も、経過措置の適用があるとみなすことはできるのか。例えば、（今回の本人確認対象取引に追加となった取引にあたらぬ）50,000円の現金振込みの際に、本人確認を行っていた場合も同様にみなすことはできるのか。</p>	<p>本政令第3条第1項の規定の例により同項各号に定める事項の確認を行い、かつ、当該確認に関する記録を作成・保存している場合には、どのような取引を行う際に本人確認が行われたかにかかわらず、経過措置規定により本人確認済みの顧客等とみなすことが可能です。</p>
<p>施行規則案第12条第5号の「氏名その他の当該顧客等を特定するに足りる事項」とは具体的にどのようなものか。</p> <p>例えば、当該顧客の本人確認記録がない場合、顧客が取引に際し伝票に記入した事項（氏名、住所、電話番号、取引日、取引内容等）が当たると考えられるが、それでよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、ご指摘の部分については、「氏名又は名称その他の当該顧客等を特定するに足りる事項」に修正致しました。</p>
<p>施行規則案第12条第5号に「…求められた日から三営業日以内に…」とあるが、求められた日が起算日となるのか。</p>	<p>「求められた日」の翌日が起算日となります。</p>
<p>本政令及び命令の施行日は、金融機関における準備状況、お客様への周知の観点から、案どおり平成19年1月4日としたうえで、速やかに政令を公布願いたい。</p>	<p>施行日については、意見募集時にお示しした予定どおり、平成19年1月4日としています。</p> <p>また、公布については、本年9月22日に行われました。</p>

<p>本政令及び命令の施行について、金融サービスの利用者に対して政府として十分な周知・啓蒙活動（例えば、ポスター・チラシ、テレビ・ラジオ・雑誌広告・車内広告、インターネットのバナー広告等によるもの。外国人向けの外国語によるものを含む。）をお願いしたい。</p>	<p>今回の改正は、利用者の方々にご不便をおかけする面があるため、そのご理解・ご協力を得るべく、今後の広報活動に努力してまいりたいと考えています。具体的には、ポスターの作成・配布や政府広報の活用などにより、関係省庁の協力も得つつ、本改正の内容の周知に努めていく考えです。</p>
<p>本政令及び命令の施行直後に、入学シーズンを迎えることから、「入学希望者が入学金等を現金で振り込む際には本人確認書類が必要となる」旨を周知する必要があるため、貴庁による国民への周知活動と併せて、文部科学省等の所管の省庁に対しても学校等関係先と連携した周知依頼等の協力を要請していただきたい（加えて、本件を理由とした振込遅延が発生しても、入学金等の受付を可能とするなど、学校側に弾力的な対応をとっていただけるよう併せて協力を要請していただきたい）。</p>	<p>入学金等の振込みについては、文部科学省に対し、関係学校（国立大学、公立大学法人の設置する大学、私立大学、国立高等専門学校、私立高等専門学校、都道府県知事所轄の私立学校・専修学校・各種学校）への周知等に関する協力の要請を行っているところです。</p>
<p>今後更に対象金額が引き下げられることも想定されるが、本人確認の具体的な手続・内容についても再検討を視野に入れた対応を願いたい。</p>	<p>本人確認の具体的な手続・内容については、F A T Fにおける国際的な議論等も踏まえつつ、今後とも適切に検討が進められていくべきものと考えています。</p>
<p>意見募集時に公表されたペーパーに「(注) 国外送金については、送金人情報の付記が義務付けられていますが、国内送金については、被仕向金融機関が仕向金融機関における送金人情報を3営業日以内にトレースできる体制となっていれば、送金人情報の付記は不要とされています。」とあるが、国内法で義務となった日時と根拠法を教えてください。</p>	<p>ご指摘の記述は、「テロ資金供与に関する特別勧告Ⅶ」の解釈ノートに基づく記述であり、既に我が国の法律で義務付けられていたものではありません。</p>

○ その他本政令案、命令案の内容に直接的にはかかわらない事項

<p>本人確認があやふやのままキャッシングの被害にあった場合、大半のカード会社は被害額を被害者に支払わせているのが現状である。預金者保護法によって守られるのは預金のみで、カード会社においては適用外になる。法律の適用範囲の拡大をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」は、預貯金者の保護及び預貯金者の信頼の確保等を目的としており、クレジットカードの不正使用による被害については、本法律の対象外となっていますが、仮にクレジットカードの不正使用により被害が生じた場合には、クレジット会社において調査の上、内容に応じて補償が行われているものと承知しています。</p>
<p>口座開設時の印鑑を紛失したため、窓口で引き出しができなくなり途中で新しい印鑑の登録に変更に行ったところ、窓口では全く本人確認をせずに届</p>	<p>口座開設時に用いた印鑑の登録変更に際しては、本人確認法上、本人確認は義務付けられていません。</p>

<p>出印鑑の変更をした。届出印鑑の紛失による変更では本人確認はしないのか。</p> <p>また、キャッシュカードを作らなかった場合において、他人が印鑑変更に行きキャッシュカードを勝手に作られる、というようなこともおこりうるのではないか。このような場合でもきちんと本人確認するように徹底してほしい。</p>	<p>なお、ご指摘のようなケースにおける本人確認については、実務上、各金融機関において適切に対応されるべきものと考えています。</p>
<p>金融機関「等」という表現では、貸金業者等が法律をすり抜けてしまう恐れがあるので、はっきりと明記すべき。</p>	<p>本人確認法第2条に掲げる金融機関等には、「貸金業の規制等に関する法律」第2条第2項に規定する貸金業者も含まれます。</p>
<p>窓口で不必要な書類まで求められることのないよう配慮してほしい。</p>	<p>本人確認書類の内容も含め、今後とも本人確認法の周知に努めてまいります。</p>
<p>インターネットを利用した外国企業との取引において、こちらのクレジット番号を通信販売で教えてしまった場合、品物が届いた時点で、詐欺行為であるにもかかわらず、クレジット会社は資金の引落とし（支払）をとめてくれない。これを利用すれば、銀行の窓口の送金を管理しても、外国からクレジット番号を入力するだけで口座から資金が送金できる。輸入許可が下りなければ送金できないような仕組みを作ってほしい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>